

# 告 示

## 埼玉県告示第三百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、  
児玉土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出が  
あった。

令和八年五月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	高月 政 男	埼玉県本庄市西富田七百七十三番地一
同	井田 立 明	同 同 児玉町高関七十番地